

広島県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年四月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津江八本松線	東広島市黒瀬町津江字イラスケ六六五番一地先から東広島市黒瀬町津江字イラスケ三六七番一五三地先まで	平成二十六年三月二十四日 五時